

令和 8 年度  
諸塚村簡易水道事業水質検査計画書

令和 8 年 3 月

諸塚村建設環境課

## 水質検査計画とは

水質検査計画（以下、本計画という）は、皆さまに安心してお使いいただける安全な水道水を供給するため、水道法に基づき、いつ、どこで、どのような項目について検査を行うかを定めた年度ごとの実施計画です。

本計画は、水道水の安全性を客観的に評価し、水質管理を適正に行うための指針となるものです。主な役割は以下の通りです。

安全性の確保：水源から給水栓（蛇口）に至るまでの水質リスクを把握し、検査項目や頻度を最適化することで、目に見えない水の安全を科学的に裏付けます。

透明性の向上：検査の内容や地点、検査結果の公表方法をあらかじめ明示することで、水道行政の透明性を高め、住民の皆さまとの信頼関係を築きます。

継続的な改善（PDCA）：毎年の検査結果を分析し、翌年度の計画に反映させることで、より効率的で精度の高い水質管理体制を目指します。

諸塚村簡易水道事業では、本計画に基づき厳正な検査を実施し、将来にわたって清浄で安全な水の供給に努めてまいります。

## 目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質
4. 採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性
10. 関係者との連携
11. 水質検査実施計画表
12. 水質検査結果（過去3年間）

## 1. 基本方針

- ①水質検査は、水道法で義務付けられている水道水の蛇口（給水水栓）で行い、浄水場系統ごとに実施します。また、原水についても同様に検査を行います。
- ②検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。
- ③検査の項目及び頻度は、「水質基準の項目と検査頻度（給水水栓）」、「水質基準の項目と検査頻度（原水）」に示す。頻度は、過去の検査結果を考慮して定めます。
- ④水道水の毎日検査は各浄水場系統末端部の給水栓（村内4箇所）で行い、色度、濁度、有利残留塩素濃度を測定します。なお、検査結果は記録し、5年間保存します。
- ⑤「水道におけるクリプトスポジウム等対策指針」に基づき、指標菌検査を実施します。

## 2. 水道事業の概要

諸塚村の水道事業は、昭和53年6月に創設認可を受け、施設が整備された諸塚地区簡易水道事業が始まりで、その後、塚原、家代、七ツ山地区と段階的に整備されてきた。平成31年に4事業が統合され「諸塚村簡易水道事業」が創設された。

### (1) 給水区域

計画給水区域	地区名	大字名	小字名
	諸塚地区	家代	城ノ下、枝ノ崎、榎木谷、日陰、滝ノ下、折戸、小原、尾野、ヲソノ崎、砂田ノ元、柳原、鶴ノ河原、高椎の各々一部
	塚原地区	家代	折戸、佐礼、宮谷、平山、城ノ下、原内、塚原の各々一部
	家代地区	家代	長野、桃能崎、上野尾、麦椎、一ツ子、樅木尾、下モ村、中村、上村、小崎の各々一部
	七ツ山地区	七ツ山	今村、本村、松原

### (2) 給水人口

計画給水人口 680人

### (3) 給水量

1日平均給水量	205 m <sup>3</sup> /日
1日最大給水量	253 m <sup>3</sup> /日

(4) 水源の種別及び取水地点

地区及び水源	種別	取水地点
諸塚地区		
水源	表流水	諸塚村大字家代樋ノ口 1042 番地
塚原地区		
第 1 水源	表流水	諸塚村大字家代山の尾大谷
第 2 水源	深層地下水	諸塚村大字家代字原内 3164 番地
家代地区		
水源	表流水	諸塚村大字家代 3582 番地 6
七ツ山地区		
水源	表流水	諸塚村大字七ツ山字後口山 2179 番地

(5) 浄水方法

地区及び浄水場名	浄水方法
諸塚地区	
諸塚浄水場	前処理装置+急速ろ過機 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒方式
塚原地区	
塚原浄水場	前処理装置+急速ろ過機 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒方式
家代地区	
家代浄水場	前処理装置+急速ろ過機 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒方式
七ツ山地区	
七ツ山浄水場	薬品沈殿池+急速ろ過機 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒方式

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質

表流水については大雨等の影響で濁度上昇が見られますが、上流部に汚染源もなく、水質的には良好な状態を維持している。また、浅井戸（地下水）については大雨等の影響を受けづらく、安定的に取水しています。

浄水についてはすべて良質であり、水質検査基準 51 項目をすべて満たしており、安心・安全な水道水を供給しています。

#### 4. 採水場所

地区名	原水採取地点	浄水採取地点
諸塚地区	第二減圧層	諸塚中学校
	諸塚浄水場内サンプリング	
塚原地区	水源地下ドレン	諸塚小学校
	塚原簡易水道井戸	
家代地区	受水槽	家代地区公民館
七ツ山地区	取水口	七ツ山地区公民館

#### 5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準項目における浄水及び原水の検査項目と検査頻度

表 1, 2 参照

(2) 水質管理目標設定項目と検査頻度

表 3 参照

(3) 水質基準項目における浄水水質検査頻度を決定するうえでの根拠

毎日検査・・・水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令の規定による項目。(以下、省令とする。)

毎月検査・・・省令の規定による項目。

年 4 回・・・省令の規定による項目。

#### 6. 水質検査方法

水質検査項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の規定に基づく公示（平成 15 年厚生労働省令第 261 号）に示された検査方法により行います。水質検査は、水道法第 20 条の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下、登録検査機関という。）へ委託します。

#### 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- ①水源に異常があったとき
- ②水源地付近や給水区域内において、消化器系の感染症が流行したとき
- ③浄水過程において異常が認められるとき
- ④送水管や配水管等の水道施設において、大規模な工事を行ったとき
- ⑤その他、水道水が汚染された恐れのあるとき

検査項目は、汚染状況を踏まえ適切な水質検査項目を実施します。

## 8. 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、諸塚村のホームページに掲載する。検査結果の公表方法も同様とする。

## 9. 水質検査の精度と信頼性

本村では自ら検査を行う施設、設備等を有していないので、毎日行う検査（色及び濁り並びに残留塩素に関する検査）以外の水質検査については、すべて水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下、「登録検査機関」という。）に委託して行う。このため、委託した登録検査機関に対し、精度管理及び品質保証体制等についての状況を証する書面の提出を求める。

## 10. 関係者との連携

水質管理等に際して、問題が生じた場合には、所管の保健所等の指導・助言を受けるなどして対応する。

## 11. 水質検査実施計画表

別紙 1-1 水質基準の項目と検査頻度(給水栓水)		○:検査を行う項目 ●:現場で検査を行う項目												
分析項目名	検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
一般細菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大腸菌	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
カドミウム及びその化合物	1回/年				○									
水銀及びその化合物	1回/年				○									
セレン及びその化合物	1回/年				○									
鉛及びその化合物	1回/年				○									
ヒ素及びその化合物	1回/年				○									
六価クロム化合物	1回/年				○									
亜硝酸態窒素	4回/年	○			○			○			○			
シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	○			○			○			○			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	○			○			○			○			
フッ素及びその化合物	1回/年				○									
ホウ素及びその化合物	1回/年				○									
四塩化炭素	1回/年				○									
1,4-ジオキサン	1回/年				○									
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年				○									
ジクロロメタン	1回/年				○									
テトラクロロエチレン	1回/年				○									
トリクロロエチレン	1回/年				○									
ベンゼン	1回/年				○									
塩素酸	4回/年	○			○			○			○			
クロロ酢酸	4回/年	○			○			○			○			
クロロホルム	4回/年	○			○			○			○			
ジクロロ酢酸	4回/年	○			○			○			○			
ジブロモクロロメタン	4回/年	○			○			○			○			
臭素酸	4回/年	○			○			○			○			
総トリハロメタン	4回/年	○			○			○			○			
トリクロロ酢酸	4回/年	○			○			○			○			
ブロモジクロロメタン	4回/年	○			○			○			○			
ブロモホルム	4回/年	○			○			○			○			

別紙 1-1 水質基準の項目と検査頻度(給水栓水)		○:検査を行う項目 ●:現場で検査を行う項目											
分析項目名	検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
亜鉛及びその化合物	1回/年				○								
アルミニウム及びその化合物	1回/年				○								
鉄及びその化合物	1回/年				○								
銅及びその化合物	1回/年				○								
ナトリウム及びその化合物	1回/年				○								
マンガン及びその化合物	1回/年				○								
塩化物イオン	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年				○								
蒸発残留物	1回/年				○								
陰イオン界面活性剤	1回/年				○								
ジェオスミン	1回/年				○								
2-メチルイソボルネオール	1回/年				○								
非イオン界面活性剤	1回/年				○								
フェノール類	1回/年				○								
PFOS 及び PFAS	1回/年				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残留塩素	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水温	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
項目数		25	11	11	53	11	11	25	11	11	25	11	11



別紙 2-1 水質基準の項目と検査頻度(原水)		○:検査を行う項目 ●:現場で検査を行う項目											
分析項目名	検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
ブロモホルム	0回/年												
ホルムアルデヒド	0回/年												
亜鉛及びその化合物	1回/年					○							
アルミニウム及びその化合物	1回/年					○							
鉄及びその化合物	1回/年					○							
銅及びその化合物	1回/年					○							
ナトリウム及びその化合物	1回/年					○							
マンガン及びその化合物	1回/年					○							
塩化物イオン	1回/年					○							
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年					○							
蒸発残留物	1回/年					○							
陰イオン界面活性剤	1回/年					○							
ジェオスミン	1回/年					○							
2-メチルイソボルネオール	1回/年					○							
非イオン界面活性剤	1回/年					○							
フェノール類	1回/年					○							
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年					○							
pH値	1回/年					○							
味	0回/年												
臭気	1回/年					○							
色度	1回/年					○							
濁度	1回/年					○							
大腸菌	1回/年		○			○			○			○	
嫌気性芽胞菌	1回/年		○			○			○			○	
水温		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
項目数		1	3	1	1	42	1	1	3	1	1	3	1

## 12. 水質検査結果

検査結果についてはHPにて公表します。